

愛知県地域防災計画の修正の要旨（令和8年2月修正）

I 愛知県地域防災計画の修正の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、適宜検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第40条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第14条）。

II 主な修正内容

1. 災害対策基本法の一部改正等に伴う修正

主な修正事項は以下のとおり。

（1）被災者援護協力団体との平時からの連携

災害時にボランティアの活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努めること等を追記。

（2）物資の備蓄状況の公表

必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、その備蓄状況を年1回公表することを追記。

（3）広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携の推進

被災した住民が、市町村の区域または県域を越えて避難する必要がある場合に、被災した市町村と避難先市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うこと等を追記。

（4）中部管区行政評価局における措置

災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関に、中部管区行政評価局が追加されたことを受け、中部管区行政評価局における措置等について追記。

＜修正箇所＞

■風水害等編

第1編 第3章 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

第2編 第1章 第2節 消防団、自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携

第2編 第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

第3編 第9章 第1節 避難所の開設・運営

第4編 第4章 第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

■地震・津波編

第1編 第5章 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

第2編 第1章 第2節 消防団、自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携

第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

第3編 第10章 第1節 避難所の開設・運営

第4編 第5章 第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

＜新旧対照表＞

■風水害等編 P1、4、5、10、24、25、26、29、30

■地震・津波編 P1、4、5、9、28、29、30、31

2. 林野火災への対応に係る記載の修正（国の防災基本計画の修正に伴う修正）

主な修正事項は以下のとおり。

(1) 林野火災予防思想の普及、啓発

SNS 等の各種媒体を活用した、火の取扱いや不始末による出火の危険性の周知等、火災予防思想の普及啓発について追記。

(2) 林野火災に対する警戒の強化

乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表すること等について追記。

(3) ヘリコプターによる空中消火の積極的な推進

ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備の推進について追記。

<修正箇所>

■風水害等編

第2編 第4章 第8節 林野火災対策

第3編 第22章 林野火災対策

<新旧対照表>

■風水害等編 P5、6、7、8、26、27、28、29